

# 群馬県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する規則

平成30年2月13日

規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)及び群馬県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例(平成19年条例第11号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条第4号ア(ウ)の規則で定める非常勤職員)

第2条 条例第2条第4号ア(ウ)の規則で定める非常勤職員は、次に掲げる非常勤職員とする。

- (1) 1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員
- (2) 週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員であって、1年間の勤務日が121日以上であるもの

(条例第2条の3第3号イの規則で定める場合)

第3条 条例第2条の3第3号イの規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 条例第2条の3第3号イに規定する当該子について、保育所等(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定子ども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。)における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合
- (2) 常態として条例第2条の3第3号イに規定する当該子を養育している当該子の親である配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。)であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

ア 死亡した場合

イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難になった場合

ウ 当該子と同居しないこととなった場合

エ 6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定である場合又は産後8週間を経過しない場合

(条例第2条の4第2号の規則で定める場合)

第4条 前条の規定は条例第2条の4第2号の規則で定める場合について準用する。

この場合において、同条中「1歳到達日」とあるのは「1歳6か月到達日」と読み

替えるものとする。

(育児休業等計画の申出)

第5条 条例第3条第5号の申出は、育児休業等計画書(様式第1号)により行うものとする。また、記載の内容に変更があった場合は、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

(育児休業の承認の請求手続)

第6条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書(様式第2号)により、育児休業を始めようとする日の1月(条例第2条の3第3号に掲げる場合にあっては、2週間)前までに行うものとする。

2 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。ただし、非常勤職員が条例第3号第8号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第7条 前条の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

(育児休業に係る子が死亡した場合等の届出)

第8条 育児休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 育児休業に係る子が死亡した場合
- (2) 育児休業に係る子が職員の子でなくなった場合
- (3) 育児休業に係る子を養育しなくなった場合
- (4) 育児休業に係る子を職員以外の当該子の親が常態として養育することとなった場合

2 前項の届出は、養育状況変更届(様式第3号)により行うものとする。

3 第6条第2項本文の規定は、第1項の届出について準用する。

(育児休業をしている職員の職場復帰)

第9条 育児休業の期間が満了したとき、育児休業の承認が休職又は停職の処分を受けたこと以外の理由により効力を失ったとき又は育児休業の承認が取り消されたとき(条例第5条に規定する事由に該当したことにより承認が取り消された場合を除く。)は、当該育児休業に係る職員は、職場に復帰するものとする。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第10条 条例第12条の規則で定める請求書は、育児短時間勤務承認請求書(様式第4号)によるものとする。

2 第6条第2項本文の規定は、育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求について準用する。

3 条例第 10 条第 6 号による申出は、育児休業等計画書(様式第 1 号)により行うものとする。

(育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出)

第 11 条 第 8 条の規定は、育児短時間勤務について準用する。

(部分休業の承認の請求手続等)

第 12 条 部分休業の承認の請求は、部分休業承認請求書(様式第 5 号)により行うものとする。

2 第 6 条第 2 項本文の規定は、部分休業の承認の請求について準用する。

(部分休業に係る子が死亡した場合等の届出)

第 13 条 第 8 条の規定は、部分休業について準用する。

(部分休業を請求することができる非常勤職員)

第 14 条 条例第 17 条第 2 号の規則で定める非常勤職員は、1 日につき定められた勤務時間が 6 時間 15 分以上である非常勤職員であって、次に掲げるものとする。

(1) 1 週間の勤務日が 3 日以上とされている職員。

(2) 週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員であって、1 年間の勤務日が 121 日以上であるもの

(その他)

第 15 条 この規則の実施に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。